

原子力災害対策マニュアルの改訂について

平成 25 年 9 月 3 日
原子力防災会議幹事会

1. 趣旨

本マニュアルは、防災基本計画等を踏まえ、政府一体としての具体的な対応体制、応急対策の実施における関係省庁との連携等の活動要領を規定したものである。

今般、原子力規制委員会発足後に策定された原子力災害対策指針（平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会決定）の考え方を踏まえて改訂。

※ 原子力防災会議の下部組織である幹事会で決定し、原子力防災会議に報告することとしている。

本年 10 月上旬に実施予定の平成 25 年度原子力総合防災訓練は、本マニュアルに基づく体制で実施予定。

2. 主な改訂事項

- (1) 原子力災害対策指針に示す判断基準に基づき、住民等の防護措置を実施することについて、原子力災害対策本部が指示する。
- (2) 国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターを中心として緊急時モニタリングを実施する。
- (3) 安定ヨウ素剤の服用は、原子力規制委員会が判断し、原子力災害対策本部が指示する。